

学生便覧2023(令和5年度)の修正について

グローバル文化学科

203ページ

[学科コア科目]

【誤】 芸術文化環境論 配当学期 2年後期

【正】 芸術文化環境論 配当学期 1年後期

【2 0 2 3（令和5年度）入学者へ】

〔学生便覧2 0 2 3（令和5年度）の訂正〕
P229, P230について以下のとおり誤りがありましたので朱書きで訂正いたします。
《注意》2 0 2 2（令和4年度）以前の学生便覧は変更ありません。

Ⅱ．基礎資格及び教育職員免許法で定められている最低修得単位数

所要資格		幼稚園校教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭：領域及び保育内容の指導法に関する科目）	16	16	30	30	28	28	24	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	10	10	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	10	10	10	10	8	8
	教育実践に関する科目	7	7	7	7	7	7	5	5
	大学が独自に設定する科目	38	14	26	2	28	4	36	12
	合 計	75	51	83	59	83	59	83	59

所要資格		特別支援学校教諭	
		専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること	学士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること
特別支援教育に関する科目		50	26

上記の他，別表に定める「日本国憲法」，「体育」，「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科 目 区 分	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1 ○ 日本国憲法 2	1 1
体 育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 ▲ 健康・スポーツ科学実習 1 ▲ 健康・スポーツ科学実習 2 ▲ 健康・スポーツ科学講義 A	1 0.5 0.5 1
外国語コミュニケーション	2	○ Academic English Communication A1 ○ Academic English Communication A2 ○ Academic English Communication B1 ○ Academic English Communication B2	0.5 0.5 0.5 0.5
情報機器の操作	2	○ 情報リテラシー演習 1 ○ 情報リテラシー演習 2	1 1

注．○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。
▲印は免許法上の指定科目（選択）を示す。

セット
で履修

備 考

- (1) 本表に示すのは、教育職員免許法で定められている最低単位数であり、神戸大学において修得が必要な単位数とは異なる。神戸大学において修得が必要な単位数については、「Ⅲ. 教育職員免許状取得に関する科目認定一覧」を確認すること。
- (2) 「**日本国憲法**」(2単位, 「日本国憲法1」, 「日本国憲法2」として開講される科目), 「**体育**」(2単位, 「健康・スポーツ科学実習基礎」(**必修**) と, 「健康・スポーツ科学実習1」, 「健康・スポーツ科学実習2」~~として開講される科目~~の両方か「**健康・スポーツ科学講義A**」のどちらか(**選択**)), 「**外国語コミュニケーション**」(2単位, 「Academic English Communication A1」, 「Academic English Communication A2」, 「Academic English Communication B1」, 「Academic English Communication B2」として開講される科目) 及び「**情報機器の操作**」(2単位, 「情報リテラシー演習1」, 「情報リテラシー演習2」として開講される科目) は、必ず修得しなければならない。
- (3) 小学校、中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合には、**介護等体験**が義務づけられている。(ただし、特別支援学校教諭一種免許状を併せて取得する場合は、介護等体験は不要である。) 本学部においては、グローバル文化学科は3年次、発達コミュニティ学科、環境共生学科及び子ども教育学科は2年次に介護等体験を行う。
- (4) 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の一種免許状取得に必要なそれぞれの学校種別の「大学が独自に設定する科目」の履修については、基本的に開講していないので、それぞれの学校種及び教科別の「教科及び教科の指導法に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (5) 専修免許状取得に必要な、それぞれの学校種別の「大学が独自に設定する科目」の必要な単位の履修については、専修免許状に必要な基礎資格を得ることのできる課程(大学院修士課程等)において「教科及び教科の指導法に関する科目」等を修得することが必要である。ただし、必要な単位数はそれぞれの学校種別の一種免許状の単位数を引いた単位数である。(いずれの学校種別においても必要な単位数は24単位である。)
- (6) 教育実習は、原則としてグローバル文化学科の学生は4年次、発達コミュニティ学科、環境共生学科及び子ども教育学科の学生は3年次に実施する。
- (7) 幼稚園・小学校教諭免許状を取得するには、「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目(計5単位)を同一年度において履修する。これは子ども教育学科における必修科目であり、他学科生は履修することができない。
- (8) 中学校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「中学校教育実地研究A」「中学校教育実地研究B」の3科目(計5単位)を同一年度において履修する。
- (9) 高校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「高校教育実地研究」の2科目(計3単位)を同一年度において履修する。ただし、中学校教諭一種免許状を取得するために履修する3科目により、高等学校教諭一種免許状取得も可能である。

中学校教諭第一種免許状（保健体育）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に 関する 専門的 事項	体育実技	28.5	ジムナスティクス実習 トラック&フィールド実習 スイミング&アクアティックス ポーツ実習 ボールゲームズ実習 柔道実習 コンテポラリーダンス1	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 1		4単位 選択必修
	「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学、体育史」・運 動学（運動方法学を含む）		運動心理学 スポーツプロモーション論 身体運動の文化史 身体マネジメント研究 運動方法学		2 2 2 2 2	
	生理学（運動生理学を含む）		からだの構造と機能（人体の構 造と機能及び疾病） 身体運動のダイナミクス 健康運動科学	2	2 2	2単位 選択必修
	衛生学・公衆衛生学		公衆衛生学 環境保健学	2	2	
	学校保健（小児保健、精神保健、学 校安全および救急処置を含む）		健康教育論 精神生理学 セーフティプロモーション論	2 2 1		
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		保健体育科教育論A 保健体育科教育論B 保健体育科教育論C 保健体育科教育論D	2 2 2 2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として4単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

＜必要合計単位数＞

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が~~61~~59.5単位以上必要